

財政運営（育児休業給付②）について

厚生労働省職業安定局雇用保険課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

育児休業給付の今後（令和7～12年度）の収支見込みについて

試算の前提

（収入）

- 雇用保険料収入については、令和6年度予算をベースとする（弾力倍率が「1.2」を超えた場合、機械的に雇用保険料率を0.4%としている）。
- 適用拡大（令和10年10月施行を予定）に伴う収入・支出の影響額についても加味して試算。

（支出）

- 令和7年度以降については、令和6年度予算をベースに、「こども未来戦略方針」における男性育休の取得促進目標（男性育休取得率を令和7年に50%、令和12年に85%とする）などを加味して試算。
- 適用拡大（令和10年10月施行を予定）に伴う収入・支出の影響額についても加味して試算。

育児休業給付の財政運営試算

(単位：億円)

【収支見込】	R5年度 (決算)	R6年度 (予算)	R7年度 (推計)	R8年度 (推計)	R9年度 (推計)	R10年度 (推計)	R11年度 (推計)	R12年度 (推計)
収入	8,045	9,374	9,414	9,485	9,548	9,766	12,058	10,073
支出	7,643	8,709	9,010	9,579	10,085	10,527	10,985	11,689
差引剰余	402	665	404	▲ 94	▲ 536	▲ 761	1,073	▲ 1,616
資金残高	3,492	4,157	4,561	4,467	3,931	3,170	4,244	2,628

保険料率	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%
国庫負担	1/80	1/8						

弾力倍率	1.54	1.22	1.51	1.27	1.16	1.20	1.05	1.11
------	------	------	------	------	------	------	------	------

- ※ 1 支出については、令和6年度予算をベースに、「こども未来戦略方針」において男性育休の取得促進などが掲げられたことなどを加味して試算。
- ※ 2 弾力倍率が「1.2」を超えた場合、本資料では、機械的に、雇用保険料率を0.4%としている。
- ※ 3 適用拡大（令和10年10月施行予定）に伴う収入・支出の影響額についても加味して試算。

参考資料

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定の収支状況

(単位：億円)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 収支イメージ	7年度 要求
収 入	7,709	7,904	7,898	8,045	0.94兆円	1.06兆円
うち保険料収入	7,615	7,812	7,799	7,941	0.83兆円	0.84兆円
うち育児休業給付に係る 国庫負担金	81	79	88	93	0.11兆円	0.11兆円
うち子ども・子育て支援 勘定からの繰入金	—	—	—	—	—	0.1兆円
支 出	6,648	6,656	7,117	7,643	0.87兆円	1.01兆円
うち育児休業給付	6,437	6,452	6,948	7,494	0.86兆円	0.90兆円
うち出生後休業支援給付	—	—	—	—	—	0.02兆円
うち育児時短就業給付	—	—	—	—	—	0.07兆円
差 引 剰 余	1,061	1,249	780	402	0.07兆円	0.05兆円
育 児 休 業 給 付 資 金 残 高	1,061	2,310	3,090	3,492	0.42兆円	0.47兆円

(注) 1. 上記表のうち令和2年度～5年度は決算額。令和6年度は、前年度の決算及び令和6年度当初予算を踏まえた見込額である。令和7年度は概算要求額。

2. 令和6年度までは、労働保険特別会計雇用勘定における育児休業給付関係の数値。

3. 「子ども・子育て支援勘定からの繰入金」は、子ども・子育て支援納付金及び子ども・子育て支援特例公債の発行収入金。

4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用保険料率の弾力条項について（育児休業給付）

- 育児休業給付については、令和7年度から本則料率5/1000（労使折半）。
- 実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に4/1000に調整する仕組みを導入（弾力条項）。

$$1.2 < \frac{\text{当該年度末積立金} + (\text{翌年度の保険料収入（見立て）} + \text{翌年度の国庫負担額（見立て）} - \text{翌年度の育児休業給付費（見立て）}) + (\text{翌々年度の保険料収入（見立て）} + \text{翌々年度の国庫負担額（見立て）})}{\text{翌々年度の育児休業給付費}} \Rightarrow \text{保険料率を4/1000とすることが可能}$$

(= 当該年度の育児休業給付費 + (翌年度における給付費の伸び（見立て）) + (翌々年度における給付費の伸び（見立て）))

※ 令和5年度決算額による計算 = 1.54

参考（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第8項（※））

8 厚生労働大臣は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が、第二号に掲げる額の一・二倍に相当する額を超えるに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、育児休業給付費充当徴収保険料率を千分の四とすることができる。

一 イに掲げる額をロに掲げる額に加減した額

イ 当該会計年度における育児休業給付費充当徴収保険料額に基づき算定した当該会計年度の翌年度における育児休業給付費充当徴収保険料額の見込額並びに当該会計年度における雇用保険法の規定による育児休業給付の額（以下この号において「育児休業給付額」という。）及びその額を当該会計年度の前年度の育児休業給付額で除して得た率（ロにおいて「育児休業給付額変化率」という。）に基づき算定した当該会計年度の翌年度における育児休業給付額の予想額（イにおいて「翌年度育児休業給付額予想額」という。）に係る同法第六十六条第一項第四号の規定による国庫の負担額の見込額の合計額と翌年度育児休業給付額予想額との差額を当該会計年度末における子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に置かれる育児休業給付資金に加減した額

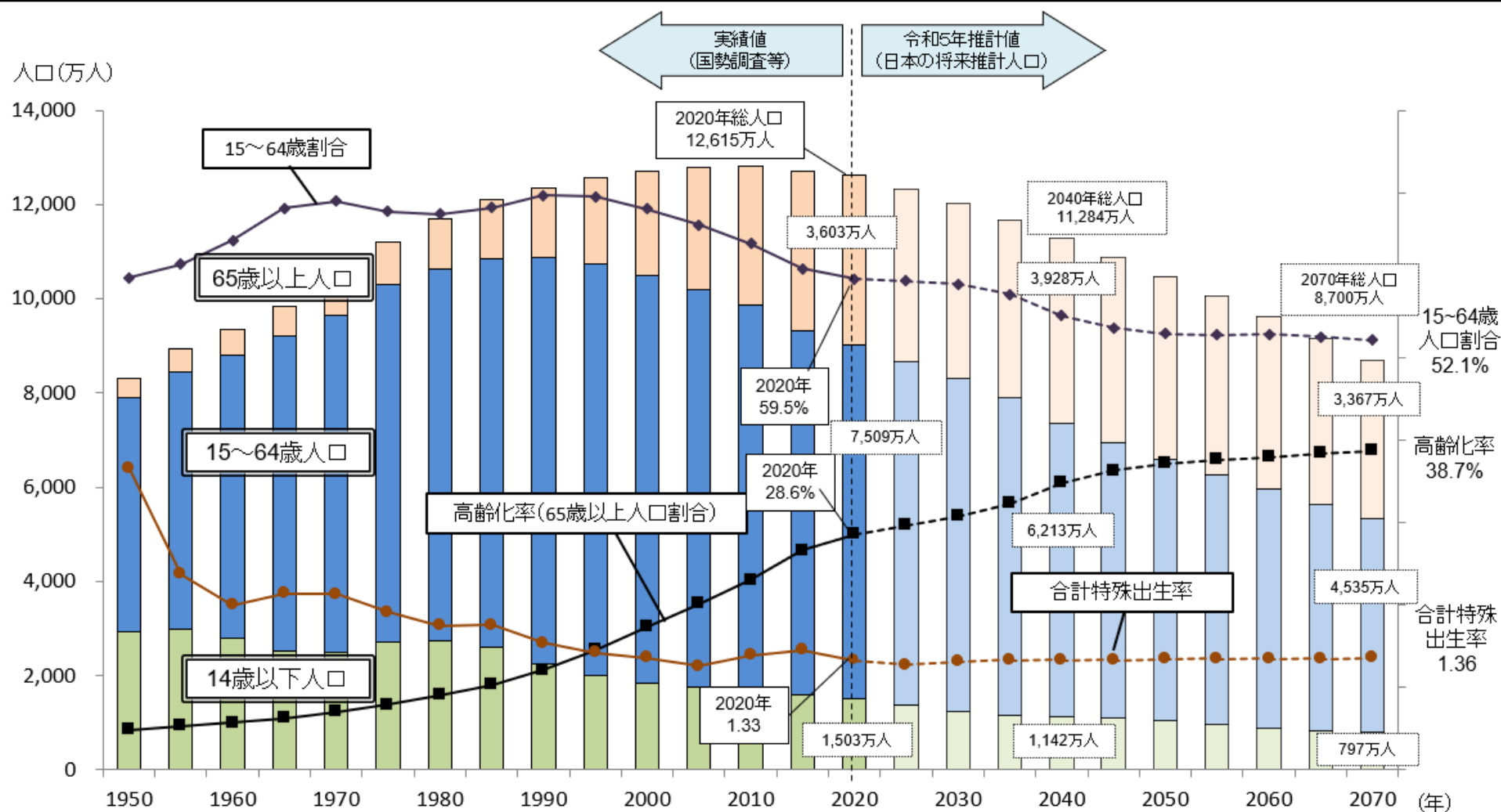
ロ 当該会計年度における育児休業給付費充当徴収保険料額に基づき算定した当該会計年度の翌々年度における育児休業給付費充当徴収保険料額の見込額並びに当該会計年度における育児休業給付額及び育児休業給付額変化率に基づき算定した当該会計年度の翌々年度における育児休業給付額の予想額（次号において「翌々年度育児休業給付額予想額」という。）に係る雇用保険法第六十六条第一項第四号の規定による国庫の負担額の見込額の合計額

二 翌々年度育児休業給付額予想額

（※）雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による改正後の規定。

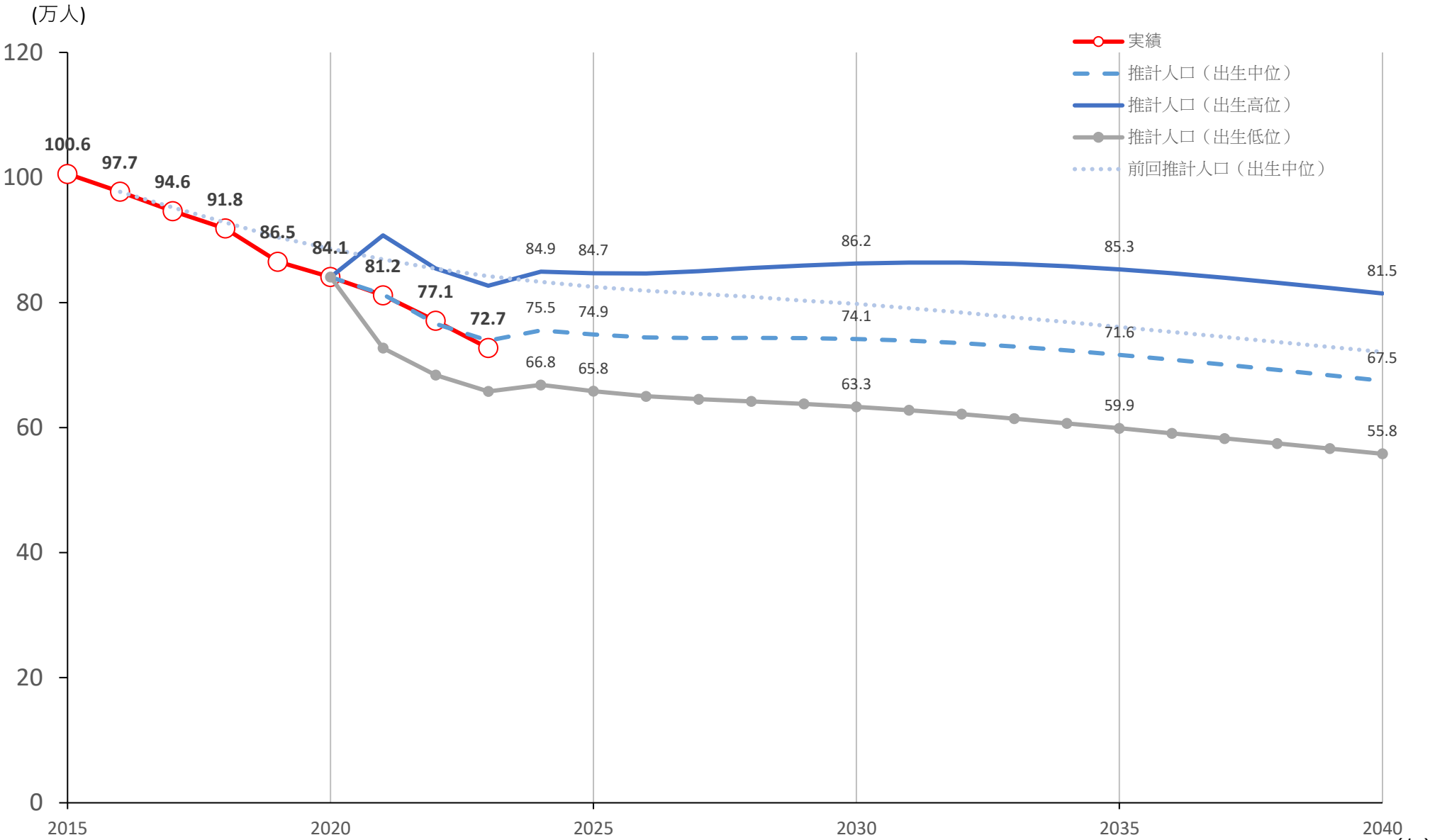
日本の人口の推移

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。



(出所) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」「(出生中位(死亡中位)推計)」

出生数の動向（推計と実績）



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」、厚生労働省「人口動態統計」

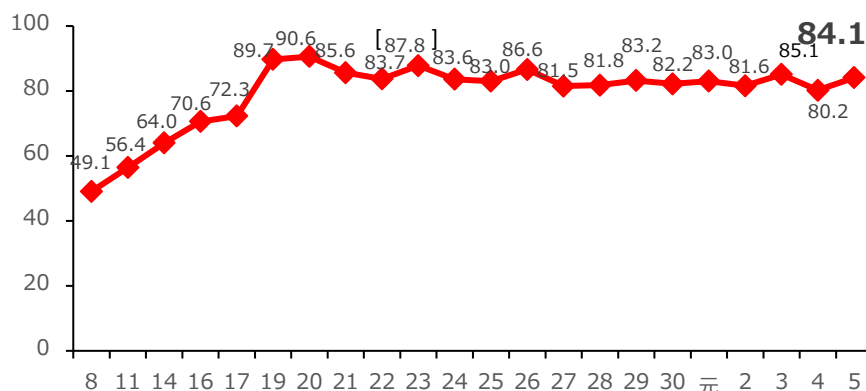
(注) 将来推計人口の出生数は日本人によるもの

育児休業の取得率・取得期間の状況

- 育児休業取得率は、女性は8割台で推移している一方、男性は上昇傾向にあるものの女性に比べ低い水準（令和5年度：30.1%）。
- 育児休業の取得期間は、女性は9割以上が6か月以上である一方、男性は徐々に取得期間が延びているものの、約4割が2週間未満であり、依然として女性に比べて短期間の取得が多い。

育児休業取得率の状況 (%)

【女性】

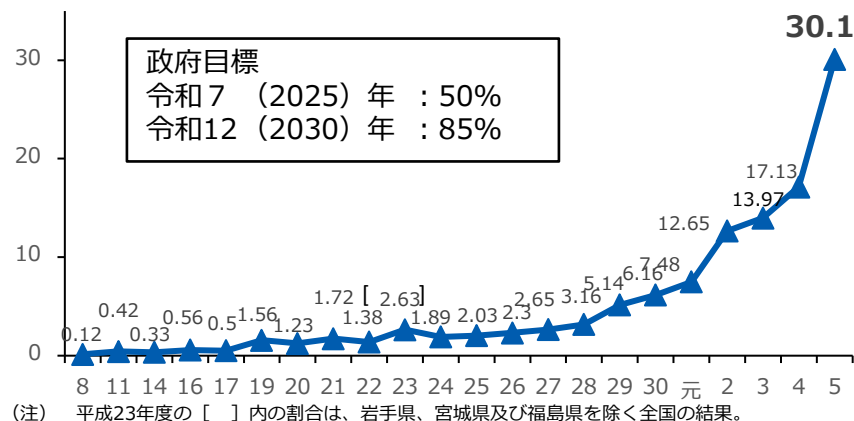


育児休業取得期間の状況 (%)

【女性】

	5日未満	5日～	2週間～	1月～	3月～	6月～	8月～	10月～	12月～	18月～	24月～	36月～
平成27年度	0.8	0.3	0.6	2.2	7.8	10.2	12.7	31.1	27.6	4.0	2.0	0.6
平成30年度	0.5	0.3	0.1	2.8	7.0	8.8	10.9	31.3	29.8	4.8	3.3	0.5
令和3年度	0.5	0.0	0.1	0.8	3.5	6.4	8.7	30.0	34.0	11.1	4.5	0.6
令和5年度	0.4	0.2	0.6	1.8	4.4	4.6	11.4	30.9	32.7	9.3	3.0	0.6

【男性】



【男性】

	5日未満	5日～	2週間～	1月～	3月～	6月～	8月～	10月～	12月～	18月～	24月～	36月～
平成27年度	56.9	17.8	8.4	12.1	1.6	0.2	0.7	0.1	2.0	0.0	-	-
平成30年度	36.3	35.1	9.6	11.9	3.0	0.9	0.4	0.9	1.7	-	0.1	-
令和3年度	25.0	26.5	13.2	24.5	5.1	1.9	1.1	1.4	0.9	0.0	0.2	-
令和5年度	15.7	22.0	20.4	28.0	7.5	2.9	0.8	1.1	1.4	0.2	0.0	-

出産者のうち、調査年の10月1日までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の数

調査前年の9月30日までの1年間（*）の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数

（*）平成22年度以前調査においては、調査前年度の1年間。

※育児休業取得期間の調査対象：

各事業所で調査前年度1年間に育児休業を終了し、復職した者

【出典】厚生労働省「雇用均等基本調査」

出生数・育児休業取得者数

- 直近10年で出生数は減少しているが、育児休業給付の初回受給者数は一貫して上昇している。

	出生数（万人）
平成26年	100.4
平成27年	100.6
平成28年	97.7
平成29年	94.6
平成30年	91.8
令和元年	86.5
令和2年	84.1
令和3年	81.2
令和4年	77.1
令和5年	72.7

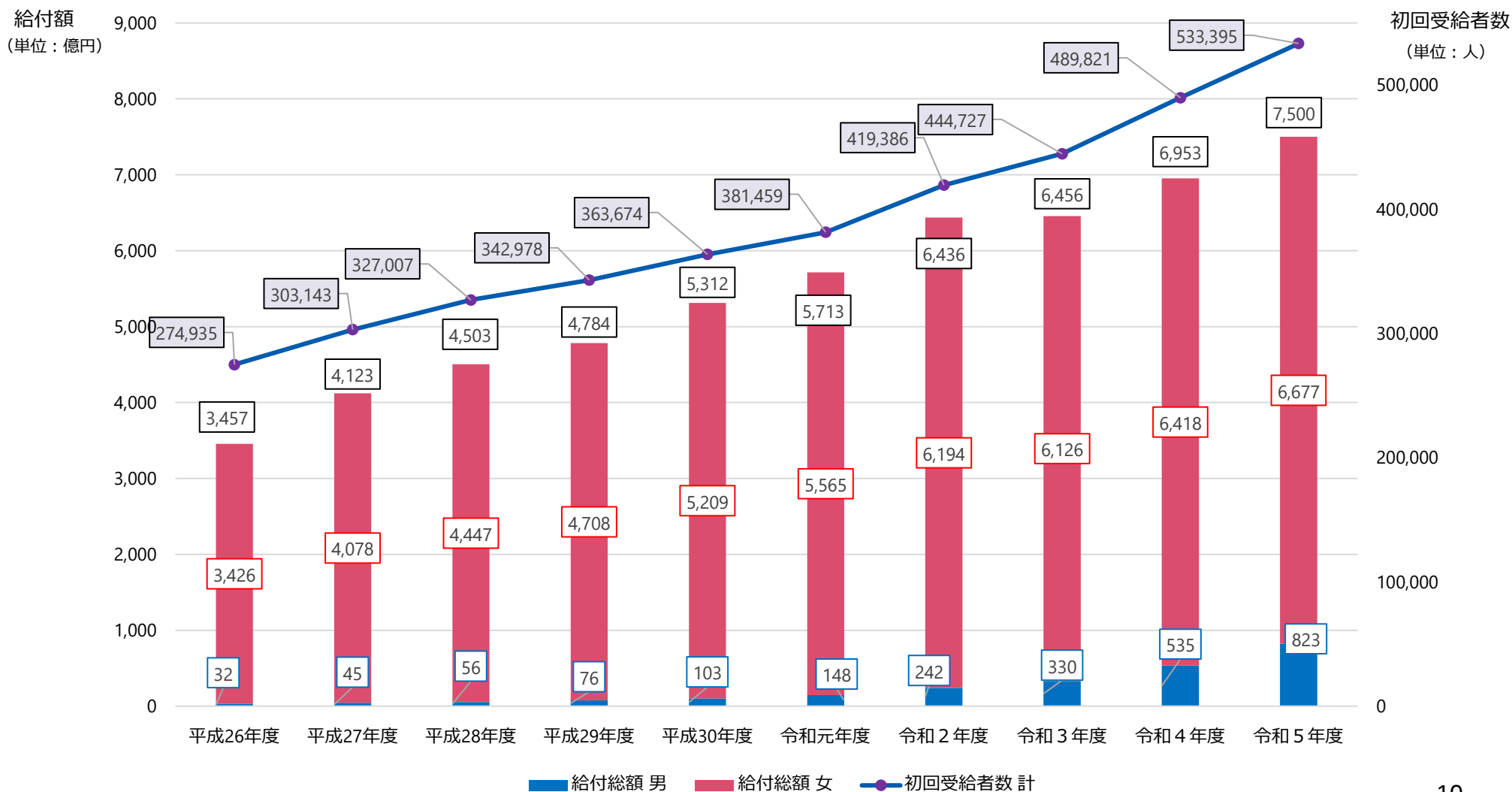
	初回受給者数（人）	対前年比
平成26年度	274,935	7.1%
平成27年度	303,143	10.3%
平成28年度	327,007	7.9%
平成29年度	342,978	4.9%
平成30年度	363,674	6.0%
令和元年度	381,459	4.9%
令和2年度	419,386	9.9%
令和3年度	444,727	6.0%
令和4年度	489,821	10.1%
令和5年度	533,395	8.9%

（注1）出生数については、厚生労働省「人口動態統計」より作成。

（注2）平成26年4月1日以降の育児休業開始より、給付率を育児休業開始日から6か月間は67%（それ以降は50%）に引き上げている。

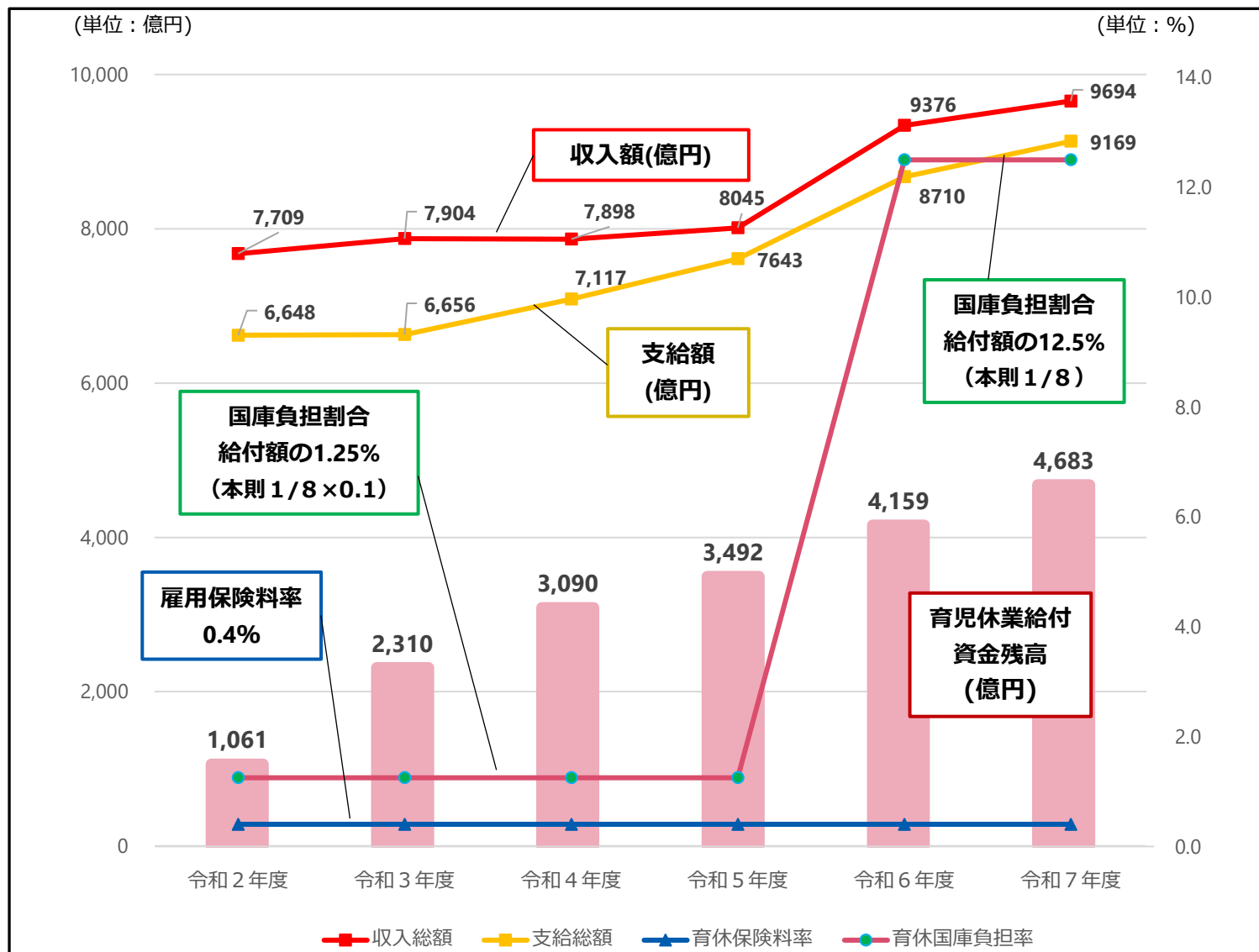
育児休業給付の受給者数、給付額の推移

- 育児休業給付の初回受給者数及び給付総額については、年々増加傾向にあり、令和5年度において、初回受給者数は約53万人、給付総額は約7,500億円となっている。



(注) 給付総額は業務統計値である。

育児休業給付に係る 雇用保険料率、国庫負担割合、支給額及び育児休業給付資金残高の推移



(注1) 令和2年度から令和5年度までは、決算値である。

(注2) 令和6年度は、前年度の決算及び令和6年度当初予算を踏まえた見込額である。令和7年度は概算要求額である。

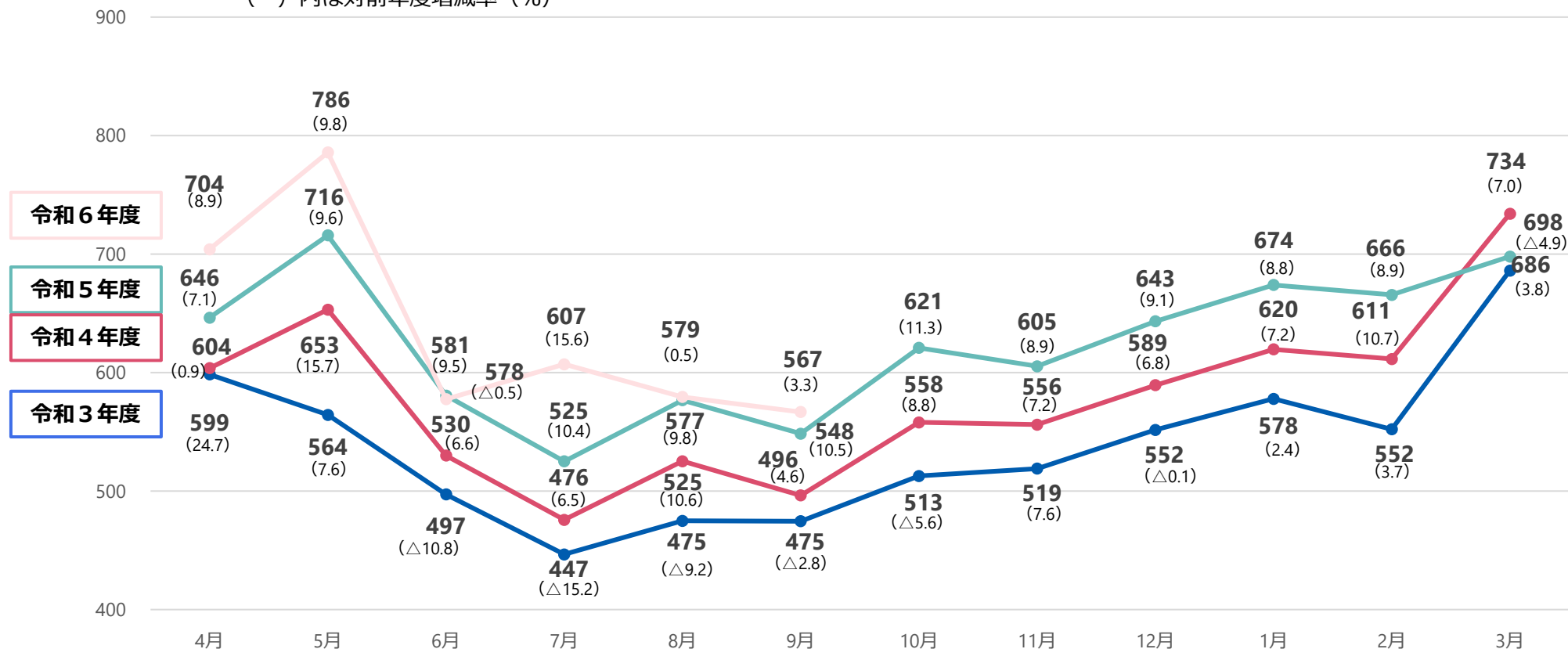
(注3) 育児休業給付の収支は、令和2年度以降、失業等給付と区分している(令和2年の雇用保険法改正)。

育児休業給付 支給額の推移

- 育児休業給付の令和5年度における各月の支給額は、3月を除いて対前年度プラス10%程度で推移している。
- 各年度の支給額は、令和3年度：6,456億円、令和4年度：6,953億円、令和5年度：7,500億円。

(単位：億円)

() 内は対前年度増減率 (%)



(注) 支給額は業務統計値である